

# 知らないと損をする!?

平成30年2月1日に29年度補正予算が成立。いよいよ待ちに待った本年の補助金がはじまります!

## 1. 採択率でレベルを確認する

今回紹介するものづくり補助金と持続化補助金は補助金申請の際に、事業計画書や経営計画書の提出が必要となります。補助金は各年度の補正予算において公募が行われるので限られた予算内で採択が決定します。ものづくり補助金については次ページ上段の表のような採択件数と採択率になってます。一方、持続化補助金の採択率はおよそ50%といわれています。

## 2. 事業計画等を策定することの効果

補助金の申請における事業計画書の策定は、経営者に様々な意識の変化を与えます。実際に採択された小規模事業者に事業計画書の策定後の感想を聞くと、「自社の強み弱みが明らかになった」「他の補助金等の活用にも関心を持った」「新たな事業を起こしてみたい気になった」など、補助金を受け取ること以上の効果が見受けられます。一度チャレンジして自社の強み弱みを分析してみるのもいいかもしれません。

## 3. まずは時間を確保しましょう

事業計画書の策定には、それなりの時間が必要となります。そのため、補助金にチャレンジする際には、十分な時間を確保しましょう。「ものづくり補助金」では最低でも30時間、「持続化補助金」では12時間ほど

かかるといわれています。実際には手直しの時間も含みますので早めの着手が肝要です。

## 4. 採択された後のこととも考えて進めましょう

補助金の公募の開始から補助金が支給されるまでのプロセスは、

- ①公募開始から締切まで1~2ヶ月
- ②採択発表まで1~2ヶ月
- ③交付申請が1ヶ月
- ④交付決定~事業完了

まで、1年間のようなスケジュールのイメージになります。ここで注意すべき点は、

- ①補助金の対象となる設備等の発注や納品のタイミング
- ②補助金を受け取るまでは、いったん資金の全額を立て替える必要がある

ことです。補助金は、採択が決定された後、事業計画期間が満了してから補助金の支給があるのであらかじめそのことも想定して補助金の申請をしましょう。

最後に—— 補助金が採択されるための事業計画書の策定ポイントは、弊社財務コンサルティング事業部にご照会いただければ、サポートさせていただきますのでお気軽にお問い合わせ下さい。



財務コンサルティング事業部

中小企業診断士 齊藤 直也

金融機関で20年間勤務後、経済産業省の経営相談窓口であるよろず支援拠点に2年間出向。平成29年10月よりイワサキ経営グループへ。金融機関時代には営業店を7店舗、本部の経営サポート部で約10年間中小企業のサポート業務を行う。創業、経営革新、事業承継、第二創業、M&A、事業再生、債権管理、回収部門など企業のライフステージに応じた幅広いサポートを経験する。静岡県よろず支援拠点では、創業、マッチング、企業再生、資金繰り支援などで1日平均4件の相談を受ける。主に前さばき(課題整理)を行い、コーディネート(最適な人、組織につなぐ支援)を中心に伴走型支援を専門としていた。中小企業政策にも精通しており創業補助金、小規模事業持続化補助金、ものづくり補助金などの支援で採択実績あり。

# 補助金を上手に活用しよう。

## ものづくり補助金の採択件数と採択率

年度	予算額	公募回数	申請件数	採択件数	採択率
H24年度補正	1007億円	2回	23,971	10,516	44%
H25年度補正	1400億円	2回	36,917	14,431	39%
H26年度補正	1020億円	2回	30,478	13,134	43%
H27年度補正	1020億円	2回 (1回のみのデータ)	24,011	7,729	32%
合計	115,377	45,810	39.7%		

※中小企業庁HPより作成

補助金の中でも常に人気ランキング上位!!

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」(通称ものづくり補助金)

「小規模事業者支援パッケージ事業」(通称持続化補助金)

## 「知つておくべきポイント一覧」

### ものづくり補助金

中小企業、小規模事業者が、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に取り組むための設備投資等を支援する

「ものづくり技術」「革新的サービス」の2つのが類型があり、「一般形」「小規模型」「企業間データ活用型」がある。  
●一般型:革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等  
●小規模型:小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援(設備投資を伴わないものも含む)

一定の中小企業  
小規模事業者

補助対象となる経費の3分の2以内

- 一般型:1000万円 補助率2分の1  
※平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)に基づく先端設備等導入計画(仮称)の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率3分の2
- 小規模型:500万円。補助率は小規模事業者3分の2、その他2分の1
- 企業間データ活用型:1000万円 補助率3分の2

申請時に認定支援機関の確認書を添付する

### 持続化補助金

小規模事業者が、商工会議所、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用を補助する

販路開拓・施策・開発等の取組み  
<取組例>

- 広告宣伝(広報費)
- 売上UPを図るための店舗改装
- 展示会、商談会への出展費用
- 商品パッケージや包装紙、ラッピングの変更など

小規模事業者

補助対象となる経費の3分の2以内

50万円  
海外展開、賃上げ、買物弱者対策に取り組む場合は上限100万円



経営計画書の作成にあたっては、地域の商工会、商工会議所と相談し助言、指導を受ける